

平成31年 第2回京丹後市教育委員会会議録

- 1 開催年月日 平成31年2月1日（金）
開会 午前10時00分 閉会 午前11時25分
- 2 場 所 大宮庁舎 4階 第2・第3会議室
- 3 出席委員名 吉岡喜代和 野木三司 久下多賀子 田村浩章 安達京子
- 4 説明者 教育次長 横島勝則 教育理事 上田隆嗣 総括指導主事 松本明彦
教育総務課長 岡野 勲 学校教育課長 松本晃治
子ども未来課長 小西智恵子 生涯学習課長 引野雅文
文化財保護課長 吉田 誠
- 5 書 記 教育総務課長補佐 田村真知子
- 6 議 事
 - (1) 議案第3号 平成31年度「指導の重点」について
 - (2) 議案第4号 京丹後市奨学金条例施行規則の一部改正について
 - (3) 議案第5号 京丹後市立学校管理運営規則の一部改正について
 - (4) 議案第6号 京丹後市立幼保連携型認定こども園条例施行規則の一部改正について
 - (5) 議案第7号 京丹後市一時預かり事業実施要綱の一部改正について
 - (6) 議案第8号 京丹後市子育て支援センター事業実施要綱の一部改正について
- 7 そ の 他
 - (1) 諸報告
 - ① 「共催」・「後援」に係る1月期承認について
 - (2) 各課報告
＜学校教育課・子ども未来課＞
 - ① 2月学校行事予定について
 - ② 2月こども園・幼稚園・保育所行事予定について
- 8 会 議 録 別添のとおり（全24頁）
- 9 会議録署名
別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名する。

平成31年3月13日

教 育 長 吉 岡 喜 代 和

署 名 委 員 久 下 多 賀 子

〔招 集 者〕 京丹後市教育委員会教育長 吉岡喜代和

〔被招集者〕 野木三司 久下多賀子 田村浩章 安達京子

〔説 明 者〕 教育次長 横島勝則 教育理事 上田隆嗣 総括指導主事 松本明彦

教育総務課長 岡野 勲 学校教育課長 松本晃治

子ども未来課長 小西智恵子 生涯学習課長 引野雅文

文化財保護課長 吉田 誠

〔書 記〕 教育総務課長補佐 田村真知子

〈吉岡教育長〉

ただ今から「平成31年 第2回京丹後市教育委員会定例会」を開催致します。

初めに、病気療養中でした丹後中学校の丸田のりこ先生が先月お亡くなりになりましたことを報告させていただきます。改めて、お悔やみ申し上げますとともに、ご冥福をお祈り申し上げます。現職の先生が亡くなるという誠に残念なことであり、いつも校園長会で職員の健康管理について指示をしています。今後も働き方改革についても進めなければならぬと考えているところです。

昨年は大雪で大変でしたが、今年は雪がなく過ごしやすい日が続いています。一方、インフルエンザが流行期を迎えており、学級閉鎖も多く出ています。中学校は受験シーズンを迎えますし、3年生は健康管理に気を付け、自分の将来に向かって頑張ってくれることを願っているところです。

市では、来年度に向け予算査定の本最中です。市全体の財政が厳しい中であり、教育予算にもその影響は出ており、厳しい査定を受けていますが、人づくりはまちづくりの基本であると思っていますので、必要な予算が確保できるよう努力していきたいと考えています。しかし、要求が全て通るものではないので、事務局と学校、保育所等の現場が連携し、工夫しながら事業執行に努めていきたいと考えています。

そのような中、既にお聞きになっている方もおられるかもわかりませんが、歳入面では、施設の利用料等の見直しを検討しているところです。

また、体育施設の利用が少ないものは廃止することとしており、条例改正が必要となりますが、現在、内容を精査しているところです。これらについては、改めて、臨時会を招集し審議をお願いしたいと考えています。

また、4月には教職員の人事異動を行います。今年、来年と多くの管理職の定年退職が見込まれ、従来にも増して、人材育成が重要な課題となっており、将来を見据えた人事異動が必要となっています。こちらについても、現在、検討を進めているところであり、準備ができましたら、臨時会を招集させていただく予定としています。

本日は、「平成31年度「指導の重点」について」をはじめ6議案の審議を予定しています。

どうぞよろしくお願い致します。

<吉岡教育長>

それでは、平成31年第1回教育委員会（1月定例会）開催後の諸会議、行事等を中心に、教育長報告をさせていただきます。

【教育長活動報告】

<吉岡教育長>

以上です。ご質問等ありましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<吉岡教育長>

本日の会議録署名委員の指名を致します。
久下委員を指名しますのでお願い致します。

それでは、お手元の会議次第にそって議事を進めさせていただきます。

<吉岡教育長>

議案第3号「平成31年度「指導の重点」について」を議題とします。
事務局から提案理由の説明をお願いします。

<横島教育次長>

議案第3号「平成31年度「指導の重点」について」説明させていただきます。

平成31年度指導の重点は、京丹後市教育振興計画に基づき、学校教育では就学前の園の5歳児から中学校卒業時の15歳までを見通した10年間の小中一貫教育を推進し、子どもたちに豊かな心と質の高い学力を身につけさせ、「生きる力」の育成を図る取組みを行います。

社会教育ではすべての市民があらゆる機会や場所を利用して自らの実生活に即する文化的教養を高めることのできる環境を整備するとともに、「市民と地域がキラリと光り輝くまち」の実現に向けて、郷土に誇りをもち、夢と希望をもって未来に飛躍する人間性にあふれた人づくりを進めていきます。また、生涯スポーツにおいては、第2次京丹後市スポーツ推進計画に掲げた施策を柱に、生涯スポーツ社会の実現に向けたスポーツ振興を推進していきます。

詳細については、松本総括指導主事、引野理事兼生涯学習課長より説明させていただきます。

<松本総括指導主事>

学校教育指導の重点についての改正ポイントについて説明させていただきます。横版の「学校教育 指導の重点」改正点比較対照表をご覧ください。

まず、本年度が新学習指導要領の移行期となる関係で、昨年度末に大きな改正を行っていますので、31年度の「指導の重点」については、大幅な改正を行っているものではありません。

主なる改正のポイントを3点お話させていただきます。

1点目は、学校と家庭・地域との連携・協働により、より一層、連携・協働を進めていくという方向性に沿った改正を行っています。

2点目は、先ほども言いましたように、31年度は小学校の新学習指導要領の移行の最終年度、中学校においては移行の2年目となりますので、新学習指導要領に求められる資質・能力、知識・技能・思考力・表現力・判断力、学びに向かう力、人間性等の資質・能力を身に付けるために、学校として、教員の指導力を一層高めていくために、主体的・対話的で深い学びの実現による授業改善をしていく必要があることから、その趣旨に沿った改正を行っています。

3点目は、来年度から単独の幼稚園がなくなり、保育所と幼保連携型認定こども園に統一されることから来る改正を行っているところです。具体的なことについて、ページを追って説明させていただきます。

まず4ページをご覧ください。「小中一貫教育の推進」とありますが、その前段の部分の文章として、これまでの内容から、新学習指導要領で求められる資質・能力の3視点に沿った文言の整理をさせていただきます。また、(6)、(7)、5ページにかかりますけれども、先ほども言いました家庭・地域との連携・協働というところを意識してという部分の文言修正をしていますし、とりわけ(7)では、学校と地域との連携推進に係る協議会が各学園に設置されていますが、その協議会を、来年度全ての学園をモデル学園

として研究を進め、再来年度、平成32年度には、学園単位のコミュニティ・スクール、いわゆる学園運営協議会へ移行する方向性を持っていますので、そうした内容についてもここに明記をさせていただいているということで、これまでからありましたように、地域に開かれた学校から、地域とともにある学校づくりというところへシフトしていきたいというふうに考えているところです。

次に、6ページの重点1「就学前の子どもの教育・環境の充実」です。先ほども申しましたように、幼保連携型認定こども園と保育所に整理されていますので、そうした関係で修正を図っているところです。併せて、幼保連携型認定こども園の教育・保育要領や保育所保育指針においては、小学校との円滑な接続をより重視した、文言が多く含まれていますので、そうしたものに合わせて接続に向けての部分をつくつ重点として強調をしているところです。

次に、重点2の「確かな学力と社会を生き抜く力をはぐくむ教育の推進」について、9ページからご覧いただけたらと思います。ここについても、先ほど申しました授業改善に向けて、どのように具体的に組みんでいくかを明確にしたものです。とりわけ、10ページの(1)には、どのような授業改善を進めていくのかということをも明記していますし、少し飛びますが、実際の来年度の「指導の重点」の本文の最後40ページと42ページに、参考資料という形で、質の高い学力を求めていくうえでの授業改善の在り方ということで、若い教職員にもどのような流れで、どのようなことを重視して、授業改善を進めていくのかという資料も、新たに付けさせていただいたということです。

13ページをご覧ください。「情報教育」のところにも、先ほど申しました授業改善を進めていくうえで、本市が導入しました小学校3年以上の電子黒板、これも本当に授業改善に貢献できるものというふうに考えていますので、こうした授業改善のために電子黒板やタブレット端末を積極的に活用して進めていくところを強調しています。併せて、(4)には、いよいよ新学習指導要領に向けて求められます、プログラミング教育というものについても具体的に取り組むを進めていかなければなりません。中心は、先生たちがいかにプログラミング教育について理解して、来るべき32年度からの教育に対応していくかということが求められますので、そうした意味を込めて、研修を充実させていくところを強調させていただいています。

概ね、本年度の改定については以上です。また、ご意見をいただければと思います。

<引野理事兼生涯学習課長>

続きまして、社会教育指導の重点について説明させていただきます。

社会教育指導の重点 平成30年度・平成31年度 新旧対照表をご覧ください。

社会教育においては、大きく2つの改正ポイントがあります。

1つ目は、生涯学習・生涯スポーツを進めていく上での課題として、公民館や図書館の在り方をはじめ、関係施設の在り方、また整備が重要な時期になっていることから、その点についていくつか言及しています。

2つ目は、昨年3月に策定しました、第2次京丹後市スポーツ推進計画に基づき、生

涯スポーツの分野で新たな考え方、取組みなどを追加しています。

まず、3ページですが、ここでは、時点修正のみさせていただきます。

4ページです。大項目の1つ目「生涯学習社会の実現」1番「生涯学習推進体制の整備」です。ここでは、前文のところで、「自発的な学習」という言葉は、生涯学習すべてにおいて重要な視点ですので、以前は下の2番「現代的課題に関する学習活動の推進」のところにそういった表現があったのですが、全体に係ることですのでこちらに移動しています。その他は、軽微な修正です。

2番「現代的課題に関する学習活動の推進」は、先ほど説明させていただいた前文の修正のみとなっています。

次に3番「地域を創る公民館活動の推進」、5ページから6ページにかけてです。

6ページの(6)を追記しています。公民館は言うまでもなく地域の社会教育、コミュニティ活動の拠点として重要な役割を担っていますが、今後の公民館、各町に設置している地域公民館、さらに地区で独自に設置されている地区公民館について、今の時代、地域の課題に応じた在り方を見直す時期に来ていると考えており、現在、市長部局と一緒に検討を始めていることから、そのことを追加しています。

次に4番「生涯学習を進める図書館活動の推進」です。

(2)では、京丹後市子どもの読書活動推進計画第3次推進計画を平成31年度に策定する予定であることから、そのことを表記しています。

また、(6)で、平成31年夏に移転を予定している久美浜図書室のサービス充実、そして、平成30年2月に図書館協議会から答申を受けた「市立図書館全体の今後の在り方」の検討が課題であるため、そのことを追加しています。

次に、7ページの大項目の2つ目、「人権教育の推進」です。

人権問題の重要性を踏まえ、1番では関係機関との連携など体制の充実について、2番では、学習機会の充実に努めることなどをあげています。

8ページでは、意味合いは変わりませんが、一部京都府の指導の重点を参考に、若干、項目の統合整理や文言修正をさせていただきます。

続きまして、大項目の3つ目「家庭・地域社会の教育力の向上」です。

1番目で「子どもの成長を支える家庭教育の振興」、2番目で「青少年の育成と地域活動の推進」があります。

2番目の青少年のところでは、若干修正がありまして、意味合いは変わらないのですが、(1)と(2)を統合整理しています。体験活動の充実と、協調性や行動力を育むといったところが重要なと考えています。

3番目「地域の教育力を高める成人教育の充実」では、10ページの(4)で修正をしています。本市が積極的に進めている地域学校協働本部活動、いわゆる地域ボランティアが学校教育活動へ参画する事業について、生涯学習においても自己実現や地域の活性化ということで、大変重要ですので、そのことを明記しています。

次に大項目の4つ目、芸術・文化の振興です。

市の総合計画等との整合を取るために、「芸術・文化」と表記を揃えています。

この中で(3)を追記しています。文化芸術基本法の改正に伴い、市町村でも文化に

関する計画の策定が努力義務とされたことから、研究検討を始めていくということであ
げています。

また、(4)は丹後文化会館の関係です。京都府の施設なのですが、早期改修の実施に
向けて、市も後押ししていく必要がありますので、活用ということも含めて、そのあたり
を明記しています。

1 1 ページの大項目の 5 つ目、「文化財の保護と活用」です。

ここでは、文化財保護法が改正されたことにより、(1)で文化財保存活用地域計画の
検討が必要といったところを表記していますし、その他、(4)では学校教育と連携した
丹後学などの支援、(5)では網野銚子山古墳等の史跡整備の推進を示しています。

1 2 ページ、大項目 6 つ目、「生涯スポーツの推進」です。

(1)で、誰もが気軽にスポーツに親しむことが重要であることから、「チャレンジデ
ー」の実施を計画していますので、そのことを明記しています。

また、「第 2 次京丹后市スポーツ推進計画」を策定したということで、その関連で、(3)、
(4)、(5)でそれぞれ、障害者の社会参加であるといったあたりを追記させていた
います。

2 番目の「スポーツ競技力の向上」では、体育協会の活動が大変重要ですので、その
ことを改めて明記させていただいたのと、(2)では、2020 東京大会の関係で、トッ
プアスリートと触れ合う機会が可能となりますので、そのことを競技力向上につなげて
いくといったことを追加しています。

3 番目、「スポーツレクリエーション環境の整備・充実」では、(2)で、利用実績が
少ない社会体育施設については見直しも検討していくこと、14 ページの(3)では、
より効果的な管理運営の在り方の検討、(4)で、平成 31 年度に整備工事を計画してい
る、途中ヶ丘公園陸上競技場の整備推進、(5)は、2020 東京大会の関係でカヌー関
連施設の整備なども今検討しているところですので、そのことを明記しています。

4 番目、「スポーツ観光のまちづくり」は、第 2 次スポーツ推進計画に基づいて、関連
した修正をしています。主に、スポーツ大会やスポーツ合宿の誘致等に取り組むことな
どを表記しています。

社会教育については以上です。

<吉岡教育長>

議案第 3 号を説明させていただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願い致します。

<久下委員>

学校教育の方の、「小中一貫教育の推進」の(7)で、過日、弥栄中学校で教育フォー
ラムがあり、そこでいろいろと地域の方たちに広めていただいている状況を、つぶさに
聞かせていただいたり、見させていただいたわけですが、平成 32 年度から学園の

運営協議会というものを立ち上げいくための研究を進めるというふうに書いてありますが、具体的に教えてください。

〈松本総括指導主事〉

今、学園にあります、地域と学校との連携に係る協議会の内容は、かなり学園のコミュニティ・スクールには近い状況になってきているというふうに考えています。

ただ、学園運営協議会に移行するためには、ポイントがいくつかありまして、1点は計画についての協議会での承認ですとか、それから年度末の、計画に対しての評価であるとか、具体的な学園の取組みに対する意見を求めることであるとか、そういう点について、今もしていただいています、より明確化していくというのが条件となっていますので、本年度は網野学園と峰山学園に、今の協議会のままで研究をしていただいています、来年度は全ての学園で、協議会のままでそうした研究をしていただいて、その成果等を検証したのち、32年度には全ての学園の協議会を、学園運営協議会に移行していくというようなスケジュール感で考えています。

〈田村委員〉

学校教育についてですが、細かいところですが、資料としてはこちらがメインですか、それとも対照表の方の文言ですか。

〈松本総括指導主事〉

それを用いたつもりなので、間違っているところがありましたら。

〈田村委員〉

指導の重点の8ページの、特色ある学校・学園づくりの(1)の小中一貫教育推進基本計画の括弧が閉じられていないと思います。その修正をお願いします。

それから、国際理解教育のところですが、CIRは本市に何名おられるのですか。

〈松本学校教育課長〉

CIR、国際交流員になりますが、市全体の人数としては2名で、政策企画課に1名と、学校教育課に1名配属となっています。

〈田村委員〉

CIRは、AETとは別に学校の方に行かれていますか。有効に活用すると書いてあるのですが、何か授業とかされているわけですか。

〈松本学校教育課長〉

学校現場では現状でも、AETはいわゆる語学という授業の中で、以前から活躍いただいています。CIRに関しては、国際理解教育、あるいは多文化共生的な活動が中心となった役割を持ちますので、学校、あるいは学校以外の、こども園や保育所からも要請がありますし、教育委員会の場合、高齢者大学とか、そういったところからも要請があって、そういう目的で入ります。ですので学校の方にも、AETという役割では入りませんが、いわゆる国際理解教育という大きな枠組みで授業が構成された部分については、学校現場に入って子どもたちの理解を深めていくというふうな役割を持っています。

〈安達委員〉

重点1の就学前の(4)のところで、就学前教育と小学校教育の接続について毎回書かれているのですが、本年度は特に教育フォーラムで31年度に発表があるということをお聞きしたのですが、遊びを中心とした就学前教育と、教科中心の小学校教育の接続というのは大変難しいものがあると思うのです。交流とか、先生たちの相互理解、そういうことからさらに進んだものとしての接続というものに大変期待をしているのですが、やはり小学校に入った時点で小学校の授業がスムーズに受けられるように、5歳児の段階で、座って話が聞けて、ある程度知識を入れて、技能も少し教えて、そして小学校に行くという形になりやすいのですが、そうでなくて、幼児教育というのは子どもの性格を養っていくというか、大変基礎的な、心を積み上げていく教育をするのが幼児教育であると思うので、その辺で、知識の詰め込みでもないですが、そういうことを年齢が下がった段階でさせることにすごく心配があるのです。そういうことにならないような、幼児教育らしい、この時期でしか味わえない、自然の中でたっぷり遊んで、友だち同志でいろいろなことをやっていくという、そういうところと学校教育をつなげていくというところの、具体的な道筋はどういうふうに考えられていますか。

〈松本総括指導主事〉

おっしゃるとおりでして、幼保小の接続については、小学校の前倒しの教育をしていくことが円滑な接続につながるというふうには思っていません。そうしたあたりについての研修が非常に大事になってくると思います。来年度にフォーラムをお願いしている丹後学園については、そうした部分で幼保から小の接続というところで様々な取組みをしていただいているので、来年度そういう啓発のことも考えて発表いただこうかと思っています。おっしゃいますように、遊びの中で学ぶ幼児教育と、自覚的な学びをする小学校以降の教育とは、学びが違いますので、そこを丁寧に各学園で、夏の研修会等で研修していくということがやはり大事ではないかと思っています。そうした学園での研修

を活性化することを考えています。

また、そうは言うものの、一本つながった力として、先ほども説明させていただいた、3つの資質、能力・知識・技能というのと、思考力・判断力・表現力、それから学びに向かう力、人間性というのがあるのですが、ここは今新しい幼稚園教育要領等でも、その知識・技能の基礎を、いろいろな遊びの中で培ってくださいとか、思考力・判断力・表現力の基礎を幼稚園教育ではぐくんでくださいとか、そういうふうに一歩、幼保から小中高とつながる資質・能力を、国の方で一定整理しましたので、そうした意味においては共通した資質・能力をつけていくというところでの研修も、幼保小でしていく必要もあろうかと思っておりますので、そういう二本立てで円滑な接続をしていこうと考えているところです。

<安達委員>

小学校から中学校へあがる時は、小学校の子が中学校の生徒たちに憧れを持って中学校へ行くという状態が、今できつつあるということなので、幼児教育から小学校でも、学校へ行って勉強することがすごく期待になって、お兄さんお姉さんたちに憧れを持って、それから、尊敬される先生、素敵だなと思われる先生というような、憧れのある小学校になるように、小学校も頑張っていってほしいですし、こども園の先生たちの教育もまだまだだと思うので、そういう研修も一緒にしていただきたい。小学校の先生はきっと、幼児の発達について勉強することで、すごく授業にも役に立つことがたくさんあると思うので、お互いが高められるような研修の数を増やしてやってほしいという希望がありますので、どうかよろしくお願いします。

<野木委員>

この議題とは少しずれてしまうかも知れないのですが、ここの項目を質問するというのではなくて、社会を生き抜く力とか、社会性をはぐくむ教育とか、そういったものがここにずっと謳われています。細かい訂正もあるのですが、質問としまして、例えば中学校の子どもたちが対立して問題が起きたと、その時に、そこに関わる先生方は、そのトラブルを解決するために、例えばどういった手法をとられるのでしょうか。質問になるかどうか分かりませんが、そこからお聞きしたいのです。もしトラブルがあったら、先生方がどういう対応をされるのでしょうか。

<上田教育理事>

トラブルがあった時には、まず子どもたちの思いを聞く、というところからスタートします。トラブルの要因となるところや、子どもたちの家庭での背景でありますとか、そういうことも含めて、まず理解するといったところからスタートするのが第一歩ですね。

〈野木委員〉

分かりました。

私が気になるのが、トラブルがあった時に、基本は子どもたちが自分たちで解決していく過程の中で、トラブルから学ぶという手法も必要ではないかということです。学校教育というのは、社会に出てから、いかに生き抜く力を養っていくかということが目的と言うか、それが大きいと思うのです。トラブルが起こった時に、すぐに先生方や周りの方が、問題を解決するためにいろいろ手を尽くして仲直りさせるということをやってしまうと、子ども自らが解決する学びができないのではないか。今朝のニュースでもやっていますが、何か不幸なことになったりすると、すぐに教える立場の教員や教育委員会が責められる風潮になっていますが、根本は、子どもが自ら考えて解決する努力をしないと、社会に出たら当たり前自分たちで考えなければならぬということがあるので、あまり寄り添い過ぎると、子どもたちはすぐに他の人に頼ってしまうということがあるので、これは本当にバランス感覚として難しい話だと思うのですが、付かず離れず、でも適切なアドバイス、というようなことが必要ではないかと思うのです。そういうことができる学校・先生と、少し不得手な学校というところで格差が生まれてくる。子どもたちが巻き込まれるようなことや、問題解決できないということが生まれてくるのかなと思います。別に今日の議題の部分のこれがということではなくて、子どもたちが問題解決をする努力を損なわないような重点目標にしてほしい、自分たちで解決することを主眼に置いてほしいなど、置いてあるのだろうけど、そういうふうに願望しています。

質問でもなんでもありませんが、これを読んでそんなふうに感じました。別にそれに対する返答は結構です。

もう1点は、PTAとの関わりです。これも1つの項目のことではないですが、PTAと学校と連携して物事を進めていくというのは非常に重要な部分だと思います。学校側の取組みについて、PTAで決定して学校の中で推進していこうというような事例はあるのでしょうか。

〈松本総括指導主事〉

基本的には、保護者の方も入った形で年間の計画を立てた中で取組みを実施していますので、それについては単純に保護者だけの思いでもないし、学校だけの思いでもなく、学園の目指す子ども像等にそった形でどんな取組みが必要かと考えていただいて、実際その計画にそって取り組んでいただいているので、どの学園ないしはどの学校でも基本的にはそういう形で取組みは進んでいると思っています。

〈野木委員〉

こういうものでもPTAの重要さというのはいつでも出てくるのですが、例えば学校の上履きだとか体操服だとか、制服にしてもそうですが、PTAで決められたらどうか。全て学校が決めて、業者の方に任せるといようなことになっていますが、やっぱりその辺りにPTAも入って、逆にPTAに決めてくださいよといような感じの決め方でも良いのかなと思います。それは、親の負担だとか、そういうこともPTAの中ではあるでしょうし、何かそういう学校の運営に関しての決定事をPTAにも任すといような、そういう判断もあっても良いかなと、常々思っているのですが、無理な話でしょうか。この議題でこんな質問をするのは不適切かも知れませんが。

<松本総括指導主事>

直接大きな変更に関わるところを保護者の判断に委ねるといことは今行ってはいませんが、大きな変更点についてはPTAの役員の方々と事前に協議もさせていただきますし、保護者の意見も十分拾った形で、納得をいただいたうえで変更をしていくようなことは、極力心がけていると思いますので、それを更に進めてといところについてはまだまだ不十分だと思いますし、場合によっては相応しくないものと、よりそちらに近づけていって良いものがあるとは思っていますが、現状ではそういう状況だと思っています。

<野木委員>

だいたいこういうふうに決めたいと思いますけどいかかですか、という投げかけはあると思いますが、ゼロから一緒に学校とPTAとで協議されて、体操の服装はどうしようかとか、もっと安いものがあるじゃないかとか、そういうような議論を重ねて決定される手法もお考えになっても良いかなと、そんな感じがしたので質問させていただきました。

<吉岡教育長>

再配置の時のことを言ってもらえますか。

<松本学校教育課長>

学校再配置の取組みの中では、先ほど総括が言いました通常のそういう変化よりも踏み込んで、本当にゼロベースから保護者の方にも関わっていただいて、例えば制服や体操服を決めていったという経過があります。ただ、それは再配置という枠組みの中であつたのかも知れませんが、状況によってはそういったところで保護者の方に本当の基礎から関わっていただいて、積み上げてきて今があるという事例もあります。そういった中で、野木委員さんが言われるようなところと組み合わせたようなことが今後求

められるようでしたら、学校現場や保護者等とも話をされて、変わってくるのかも知れません。学校再配置ではそういった関わりもしていただいていたと思います。

<野木委員>

働き方改革ではないですが、任すことはP T Aに任せたり、他の地域に任せたりということが、事例として学校再配置の取組みではあったことですので、他市町にそういう事例がなくても京丹後ではそれをするのだというようなことで、検討されても良いのかなと思いました。

<松本総括指導主事>

1つ補足です。今野木委員が言われるように、そういうところも含めて、先ほど言いました学園運営協議会というような組織の中では具体的な学園の取組みであるとか内容について意見を述べることができるという仕組みになりますので、そうしたところが、今野木委員が言われるようなところをカバーしていける組織になっていくのではないかなと思います。今後そうした部分も考えていきたいと思います。

<田村委員>

先ほど野木委員がおっしゃったトラブルについてですが、私も少し聞きたいのが、トラブルが起こった時というのは、基本的には担任の先生が対応をするという仕組みになっているのでしょうか。それとも、それ専用の先生がいるとか、チームを作っているとかありますか。

<上田教育理事>

担任1人で聞き取りをするとか、そういったことではなくて、組織的になっているので、中学校の方がそこは強いのかなと思いますが、すぐに生徒指導主任が入ったり、教務主任、また教頭も入って、組織的な対応をしていくというのが基本になっています。

<田村委員>

不登校の生徒への対応ですとか、担任の先生1人だけに負担がかからないようにということは思いますし、最近ニュースでも流れている千葉県野田市の小学校4年生の子どもさんの件でも、親との関わりとかも、本当に難しいと思うのです。どこまで強制力を持つのか、どこまで踏み込むのかということは難しいと思いますけれども、やはり多くの方が情報を共有してチームで、組織で対応していただいて、1つの学校にとか、1人の先生にというふうにならない体制を取っていただきたいなと要望します。

〈吉岡教育長〉

近年でもそういう課題がいろいろとある中で、チーム学校として、学校の中で特定の先生だけが関わるのではなくて、皆さん、先生の中で課題を共有して取組みをするということを、京丹後市では今、すごく進めていまして、対応をしていただいていると思っています。実際に教育長会議で他市の話を聞くと、京丹後市の方が取組が進んでいると感じています。

〈久下委員〉

以前経験したことなのですが、保育所、幼稚園の関係の研修会で、先生方が研修のテーマに、トラブルがあった時にどう対応していったかということをレポートして、それを協議されているような場面があったのです。その担任の先生は、ここまではこういう状況で、こういう状況をずっと見守っていて、そしてここという時、その見極めをここで判断して、私は口を出しましたとか、対応していきましてというようなことで、これで良かったでしょうかねというようなことで、いろいろとそれぞれの意見を出し合って協議をされていました。そういう事例をもとにしながら研修していくことの大切さというか、それを私も勉強させてもらいました。やっぱり、生徒指導の部分で、あまり表だった大きなことはないかも知れませんが、そういう1つ1つの事例を、お互いの先生が学ぶ場として大事にしていく研修も日々大事なのではないかなということを、今聞きながら感じていました。

それと、26ページの教職員研修の(4)ですが、今本当にいろいろな課題、していかなければならない部分であったりとか、京丹後市が進めていることで、本当に先生方の研修する中身が多いですね。本当に多いなと思うのです。働き方改革とも関連して、どのようにこれを先生方にすすめていくのか、具体的なものを示していかないと進まないのではないかなと思いますので、何か、より具体性があるって進められるようなことができるというふうなふうに思います。もし計画等ありましたら教えてください。

〈松本総括指導主事〉

ご指摘のとおりでして、働き方改革等もある中で、やみくもに研修ばかりを入れていくのでは、教職員が疲弊していったら、結果として授業に活かなければプラスにならないという側面もあることは十分承知しています。先ほど巻末の資料にも示しましたが、授業改善という研修がやはり一番ポイントになろうかと、生徒指導という部分もありますが、授業の中でも当然生徒指導もしていくわけですから、来年度の中心としては授業改善の研修を、学校、学園、それから各研究組織でというような形で統一して取り組むことで、授業力による教職員の資質向上というところを最大のポイントにした研修に特化していこうと考えているところです。

<田村委員>

情報教育のところの、タブレット端末ですとか電子黒板ですけども、こちらの部分は本当に取組みが進んでいてとても素晴らしいと思います。あとは、先生方が使いこなせるように、働き方改革とは相反するかも知れませんが、しっかりと研修をしていただいて、より良い授業にできるように、子どもたちが分かりやすい授業にできるように、もっと活用していただきたいと思うのと、最終的には、先生方の負担軽減にもつながると思いますので、それができるような教材の共有、学校間でもできるようなそういう仕組みももっと特化していただきたいと要望させていただきます。

もう1つ、道徳教育のところ、こちらでも教科化になって評価をしていくというところですけども、(4)のところ、「そのために、児童生徒の学習の過程や・・・」という部分が理解できないので、噛み砕いて、これはどういうことを言っているのか教えてください。

<松本総括指導主事>

「特別の教科道徳」と言いますように、他の教科のような観点、関心意欲はどうですかとか、知識はどうですかとか、思考はどうですかというような評価の仕方ではありません。日々の道徳科の授業等を通じて、観察法と言いますか、観察する中で、子どもたちが書いたワークシートですとか、そういう記録をもとに日々の評価を積み上げていて、例えば学期末や年度末に評価をしていくわけですので、丁寧に日頃のそういうものを蓄積していったもので評価をしてくださいよ、というのが噛み砕いた説明かと思いますが、いかがでしょうか。

<田村委員>

難しいですね。

<松本総括指導主事>

よくポートフォリオ評価とか言うのですが、日々のワークシートみたいな記録をきちんと個人個人で保管した中で、そうして子どもたちの考え方がどう変容しているかだとか、1人1人のそういうものを見取っていかうということで、総合的な学習の時間等でも活用している評価なのですけれども、テストをするとか日々のノートでの出来具合を評価するというような教科の評価とは違うものだという意味の内容だと思います。

<吉岡教育長>

結果を評価するのではなく、その取組みを評価するということですね。

<田村委員>

分かりました。

<松本学校教育課長>

先ほど田村委員さんがおっしゃいました、教職員の負担軽減、情報化の部分で少しお知りおきいただきたいことがあります。この件に関しては、常日頃から上田教育理事の方から、強く学校の方に伝えてもらっています。まずは、もちろん子どもたちのために設置したものですので、子どもたちの学びがより深まるために、電子黒板やタブレットを活用いただけたらと思うのですが、さらにその行く末は、委員さんがいわれるように、教職員がいろいろな教材をみんなで共有したり、研究したりして、少しでも負担軽減、働き方改革につながっていかないとだめなのだよということは、教育委員会の方からも上田理事を通じて指示もさせていただいています。また実際には、市全体で教材を共有できるネットワーク、いわゆるフォルダを用意していますし、なおかつ学校内だけで共有できるものを、ネットワークの中でフォルダを用意をし、権限を整理して、あとは先生方がさらにこの電子黒板の研究を進めていただければ、ゆくゆくは教職員の負担軽減といったことも見えてくるのではないかと、非常に期待をしています。

<吉岡教育長>

他にはありませんか。

それではお諮りを致します。議案第3号「平成31年度「指導の重点」について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認致します。

<吉岡教育長>

次に、議案第4号「京丹後市奨学金条例施行規則の一部改正について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<横島教育次長>

議案第4号「京丹後市奨学金条例施行規則の一部改正について」説明をさせていただきます。

今回の改正は、京丹後市貸付奨学金の経済的理由としている京都府高校生等修学資金貸与実施要項の認定基準が平成30年度に変更されたため、その整合性を取るために行うものです。

新旧対照表をご覧ください。第13条に貸付奨学金の経済的理由の基準が書いてあります。現行では「市民税の所得割額」となっているところを、京都府に合わせまして、「府民税所得割額と市民税所得割額とを合算した額」というふうに改正したいと思っています。

それに伴いまして、様式6号中の添付書類1、現行では「市民税」となっているところを、「府民税・市民税」に変更することになります。

なお、附則で、この規則の施行日を平成31年4月1日としていますし、この改正により新たに対象になる方や、新たに対象から漏れてしまう方が出てくることはありません。

<岡野教育総務課長>

補足説明として、京都府の認定基準が変更になった背景を説明させていただきます。

平成29年度に施行された政令指定都市、京都府では京都市と都道府県の税源移譲というのがありまして、政令指定都市に住んでいる方の個人住民税所得割の課税税率が、都道府県民税率が4%から2%に減ったのですが、市民税の方が6%から8%へ改正されました。2%分が市民税の方に移動したことになります。それに伴い、政令指定都市である京都市に住んでいる方の市民税所得割率は8%になり、京丹後市のような市町村に住んでいる方の税率は6%ということで、異なっているということ、これまで市民税所得割額のみを基準としていた国・府等の奨学金制度では、政令指定都市に住んでいる方の方が8%なので税額が大きくなってしまうということで、対象から漏れてしまう可能性が出てきたので、市民税所得割額と都道府県民税所得割額との合算を基準とする改正が行われたということで、整理したという形になっています。

京丹後市貸付奨学金では経済的理由の基準、先ほど次長も言われましたが、京都府の奨学金制度を認定基準として使っていますので、京都府の制度改正にならって、市民税所得割額と府民税所得割額とを合算したもので基準の改正を行いたいということです。

<吉岡教育長>

議案第4号を説明させていただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

〈全委員〉

なし。

〈吉岡教育長〉

他にはありませんか。

それではお諮りを致します。議案第4号「京丹後市奨学金条例施行規則の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈吉岡教育長〉

異議なしと認め、承認致します。

〈吉岡教育長〉

次に、議案第5号「京丹後市立学校管理運営規則の一部改正について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈横島教育次長〉

議案第5号「京丹後市立学校管理運営規則の一部改正について」説明をさせていただきます。

先ほどからも出ていますとおり、現在、新学習指導要領の移行期として、平成30年度から小学3・4年生は35時間の外国語活動、小学5・6年生は70時間の英語教育を先行実施しています。また、近年、警報やインフルエンザ等による休校日も多く、その場合は授業時数回復のため、1日の学習時間を増やして対応をしていますが、学校独自の教育活動の実施時間の確保が難しくなるというような状況も出ています。それに加えて来年度は5月に10日連休があるなど、授業日数が少なくなることから、本来32年度の新学習指導要領の時に休業日の見直しを考えていたところですが、こういうような事情もありますので、小中学校の授業日数及び授業時数をより安定的に確保するために、夏休みを2日間短縮するというので、今回所要の改正をさせていただくとい

うことにしたものです。

新旧対照表をご覧ください。第3条（休業日）の（4）の夏季休業は現行では8月28日までとじていますが、8月26日までと、2日間短縮することで授業日の確保を行いたいということです。

なお、施行期日は、附則で平成31年4月1日としています。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

<吉岡教育長>

議案第5号を説明させていただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<久下委員>

この2日間休業日を短くするという点に関して、授業日数を確保するためにいろいろと検討された結果こうなったと思うのですが、特にここになったという経緯がありましたお願いします。

<松本総括指導主事>

以前も協議会等の中で委員の皆さんにはいろいろなケースについてご説明もさせていただいていたところです。委員の皆さんからも、冬季休業を1日早めて1月6日から始業ということもどうかという話も聞かせていただいていたのですが、来年度はいきなり1月の4日、5日が土日になってしまいまして、正月三が日を過ぎて、4日、5日が土日で、いきなり6日からスタートしますと、何の勤務もしない中での始業ということにもなってしまうということで、なかなか冬期のカットということは難しいということと、他市町に調査をしましたところ、冬季休業へ踏み込んでいる市町村はありませんでしたので、やはり主体は夏季休業中の後半を短縮するということが多く、今回のように27日からのスタートを既にしているところは京都府の中でも3分の1、27日か28日というふうに合わせると全体の半数近くがそうなっているという状況もありました。また、校長会通じて教員に話を聞きますと、唯一ゆっくり休めるのは冬季休業中ということもあって、働き方改革というところも踏まえていくと、空調等も整ったので、夏季の2日を短縮することが望ましいのではないかとという考えに基づきこういう方向性になったということです。

<吉岡教育長>

それではお諮りを致します。議案第5号「京丹後市立学校管理運営規則の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認致します。

<吉岡教育長>

次に、議案第6号「京丹後市立幼保連携型認定こども園条例施行規則の一部改正について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<横島教育次長>

議案第6号「京丹後市立幼保連携型認定こども園条例施行規則の一部改正について」説明をさせていただきます。

今回の改正は網野町域の網野幼稚園、浅茂川保育所、網野みなみ保育所を統合して、新しく4月から開園する京丹後市立網野こども園の定員を定めるとともに、幼保連携型認定こども園の夏季休業日の期間を、幼稚園児にあたる1号認定児のみ小中学校と同様にするために所要の改正を行うものです。

新旧対照表をご覧ください。

一つ目は、第2条（定員）と示されています。現在は、大宮こども園の下は丹後こども園になっていますが、改正後は大宮こども園の下に「網野こども園」を入れ、その定員「150人」を新たに加えるものです。

もう一点は先ほど小中学校の方で言わせていただいたものと同様の変更で、休業日の方を、幼稚園児に相当する1号認定児の部分が、（3）夏季休業日が現行では8月28日までとなっているところを、8月26日に改正するものです。

こちらの方も、施行期日は、附則で平成31年4月1日としています。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

<吉岡教育長>

議案第6号を説明させていただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<吉岡教育長>

それではお諮りを致します。議案第6号「京丹後市立幼保連携型認定こども園条例施行規則の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認致します。

<吉岡教育長>

次に、議案第7号、議案第8号の2議案は、関連しますので、一括議題としたいと思いますがご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

ご異議なしと認めます。よって議案第7号「京丹後市一時預かり事業実施要綱の一部改正について」、議案第8号「京丹後市子育て支援センター事業実施要綱の一部改正について」の2議案を一括議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<横島教育次長>

議案第7号と第8号は、先ほども説明させていただいた、網野町域の幼稚園、保育所の統合に関わることとなりますので、一括しての説明とさせていただきます。

最初に、議案第7号の方から説明させていただきます。

今回の一部改正は、現在一時預かり事業というものを網野みなみ保育所の方で実施しています。この事業につきましては、短時間勤務就労形態の多様化や、保護者の傷病等、緊急時の保育や、保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担等に対応するために、このような事業を行っています。今回、4月から網野みなみ保育所は網野こども園として引き続きその事業を実施していくために、実施施設の名称を改正するものです。

新旧対照表をご覧ください。

現行の一時預かり事業実施要綱では、施設の名称、網野みなみ保育所、場所の方が網野町小浜133番地となっていますが、統合されて、網野みなみ保育所の名称が網野こども園になりますので、改正後は、京丹後市立網野こども園、位置の方は京丹後市網野町小浜133番地で変わらずということで、名称だけの変更という形になります。

こちらの方も、附則で平成31年4月1日からとさせていただきます。

続きまして、議案第8号の説明をさせていただきます。

子育て支援センターは、核家族化の進行、少子化及び共働き世帯の増加等、家庭及び児童を取り巻く環境の変化に対応するために、子育て家庭に対する育児支援及び地域全体で子育てを支援する基盤の整備を図る目的で設置をされています。利用者も増加傾向であり、子どもの安全のために、年齢毎に利用日を定めながら事業を実施しているところもあります。

今回の網野町域の保育所再編により、浅茂川保育所が空き施設となり、支援センターの利便性の向上と空き施設の有効活用を図るため、網野町地域子育て支援センターの機能を旧浅茂川保育所に移転することとしたため、所要の改正を行うものです。

新旧対照表をご覧ください。

別表3の方に、名称と設置場所がありますが、現行は、網野地域子育てセンターは、京丹後市網野町小浜133番地の京丹後市立網野みなみ保育所内と記されていますが、京丹後市網野地域子育て支援センターの場所を、京丹後市網野町浅茂川14番地という、旧浅茂川保育所の番地に変更をするものです。

こちらの方も、期日の方は附則で平成31年4月1日という形にさせていただきます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

<吉岡教育長>

議案第7号及び議案第8号の2議案を説明させていただきました。

まず、議案第7号「京丹後市一時預かり事業実施要綱の一部改正について」につきまして、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

〈吉岡教育長〉

次に、議案第8号「京丹後市子育て支援センター事業実施要綱の一部改正について」につきまして、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

〈安達委員〉

浅茂川の空施設を利用するということが良いと思いますが、駐車場に関して、小さい赤ちゃんを連れてお母さん方がたくさん車を停めて施設を利用することになると、駐車場の確保はどのように考えておられますか。現状で足りていますか。

〈小西子ども未来課長〉

今職員が利用しています、少し離れた所に駐車場があるのですが、こちらの駐車場も利用して運営をしていこうと考えています。

〈安達委員〉

2歳までの子どもを連れて行かれるお母さんが多いので、危険がとてまたくさんありますので、その辺は注意してほしいなと思います。

それと、単独の施設になるということで、今までのように少ない職員では回らないと思いますが、職員の状況はどういうふうになっていますか。

〈小西子ども未来課長〉

今のところ考えていますのは、正職の配置と、臨時職員を増やして、今の状況よりも職員を増やして対応していこうと考えています。

〈吉岡教育長〉

それでは順次お諮りを致します。

まず、議案第7号「京丹後市一時預かり事業実施要綱の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認と致します。

<吉岡教育長>

次に、議案第8号「京丹後市子育て支援センター事業実施要綱の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認と致します。

<吉岡教育長>

以上で本日の議事はすべて終了致しました。
続いて4のその他ということで、諸報告、各課報告を順次致します。

(1) 諸報告

<横島教育次長>

- ① 「共催」・「後援」に係る1月期承認について

(2) 各課報告

<学校教育課・子ども未来課>

- ① 2月学校行事予定について
- ② 2月こども園・幼稚園・保育所行事予定について

<吉岡教育長>

全体をとおして、何かご質問等がありませんか。

<吉岡教育長>

以上で第2回京丹後市教育委員会定例会を閉会致します。ご苦勞様でした。

<閉会 午前11時25分>

[2月臨時会 平成31年2月12日(火) 午前10時00分から]

[2月臨時会 平成31年2月25日(月) 午前10時00分から]

[3月定例会 平成31年3月 4日(月) 午前10時00分から]